

名和氏紀事

乾

明治二年七月廿八日
共 第 部
冊 日 號 類

又 4
1347
/



文久二年新鐫

名和氏紀事全二冊

因幡 尚德館藏版

德盛堂印
全書

名和氏紀事
全書

門 347
號 / 347
卷 / 1

中

明治三十八年
十月廿一日
購

藏書

○名和氏紀事上卷

○名和氏紀事 上卷

不

興



勤

元和中興義旗四起之惡大勳
不日就戮而首舉事山陰者以
名和氏為先鞭
至尊之出隱岐閩族奉
詔以孤軍所承大勳義氣不撓以
寘破衆奉

鸞輿還京師其功偉矣及天下
再亂官軍失利忠臣義士相踵
殞命名和之族亦盡戰沒而遺
孽之在鎮西者猶能與賊抗隨
撲隨起百餘歲而不熄一門忠
義之風久而不衰如此矣伯耆

神官門脇重續探求逸事誌為
二卷題曰名和氏紀事自正史
實錄以及稗官野乘土人口碑
考據精確正誤辨認細大無遺
名和之名節於是乎不朽矣而
以名和在在因藩之封內也若

年曰藩大崖友尚囑我水戶森
為謙撰碑文至今

中將君乃命立石舊墟使儒
臣正桓董模寫其字刻碑陰
而碑面則
君手筆之也曰命安作名和

氏紀事序其為慕忠烈如此其
萬益亦所以奮起天下忠義之
氣也安年老不文何以塞責
然姓系

君之在水城嘗備負侍讀於途
逸象命不可以辭迺叙其由

書卷端不敢以拙陋而自退避也
也文久壬戌初夏水石有澤安
書年六十一

名和氏紀事序
日新其德
名和氏紀事序

名和氏紀事序



日新其德

當建武中興之時其稱佐命元勳者莫若楠公新
田公焉而使二公之勲得速成者以名和公奉
帝於船上山也蓋賊巢覆而天下之狂焰衰
帝躬全而四方之義氣振然後中外相應東西相
合而中興之業成矣由是觀之元勳之稱未必推
楠新二公也夫名和公起於我伯耆門閥不若新
田公兵寄不及楠公乃感倉猝之顧闔門赴義據

孤絕之山潰滔天之賊以回天日於既墜抑又難也及一朝事去以身殉之子第臣隸無敢逃義者其或纔存餘息猶能奮臂而起與南朝相為終始其忠義貞烈之氣共天地不朽故天下後世聞公之風者誰不興勤王之志也哉我公重修名和公碑之明年州人門脇重綾作名和氏紀事蓋重綾夙患公事蹟雜出於諸書者訛謬踈脫且無條理慨然有校正之志一日獲柳川儒臣牧園某

所著行在或問讀之知其國有公裔見存千里就其家訪求遺事悉謄寫以歸自是日鎖一室正脫謬叙條理反覆校定累月書成閱卷則皇家之興衰闔門之忠孝及族譜名姓地理支干之異同凡事係于公家者具載不遺使讀者如身在其時而親見其事可謂勤矣頃呈之我公我公欣然而喜曰是獲我心也命上之木手書中興元勳四字賜之以為題辭又命臣

熙明

作之序夫物之相待古今一也名和公之於楠新
諸公相待於一時者也其於我公相待於異
世者也相待於一時故其勲速成相待於異世故
其跡永顯事殊而旨同察之於古既如彼觀之於
今又如此其徵之於後必將復有忠義之士氣類
相待觀感興起而不能自止者矣然則此書之成
不啻為名和氏實為萬世忠義之倡首也其功豈
不偉乎

文久二年歲次壬戌秋九月

藩

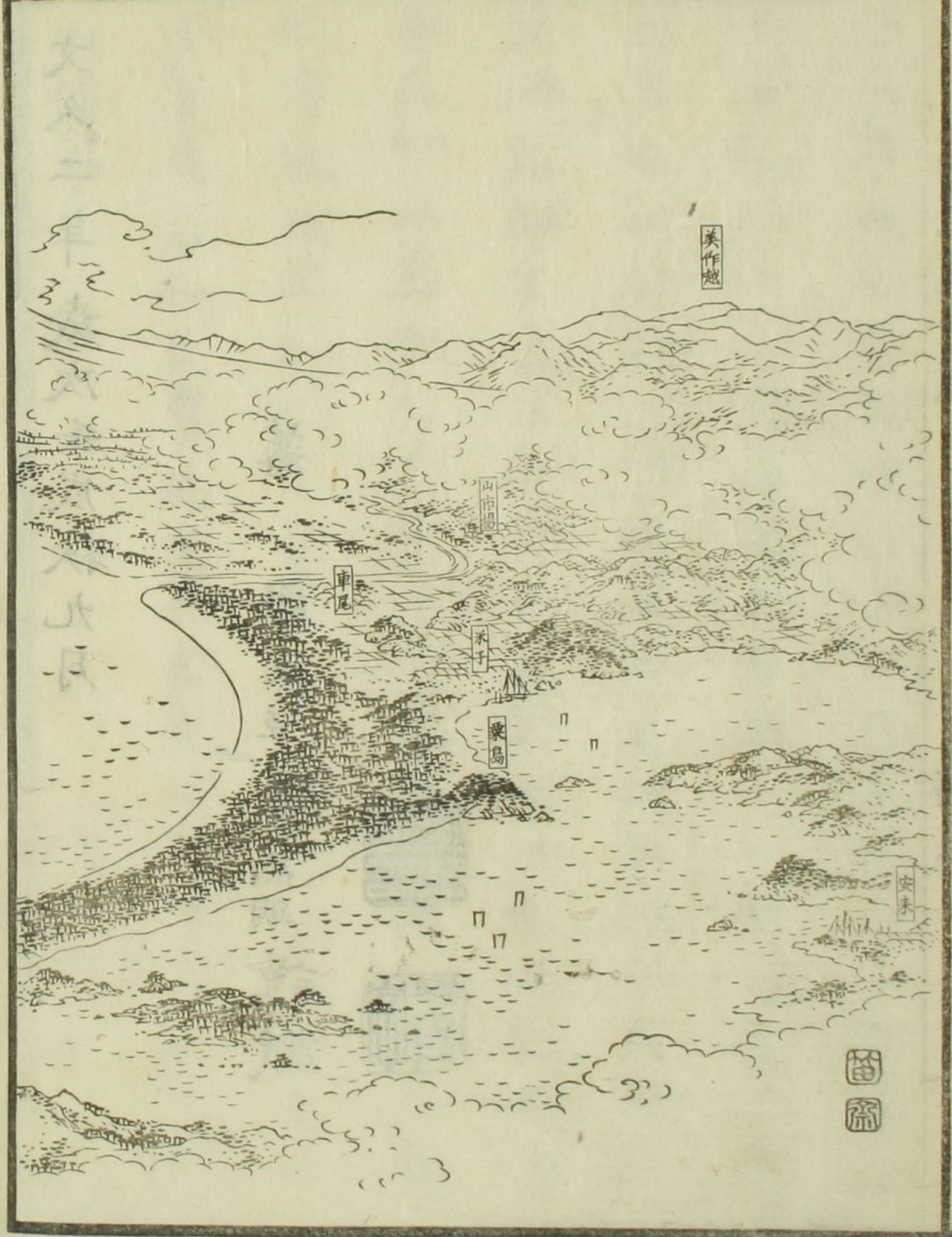
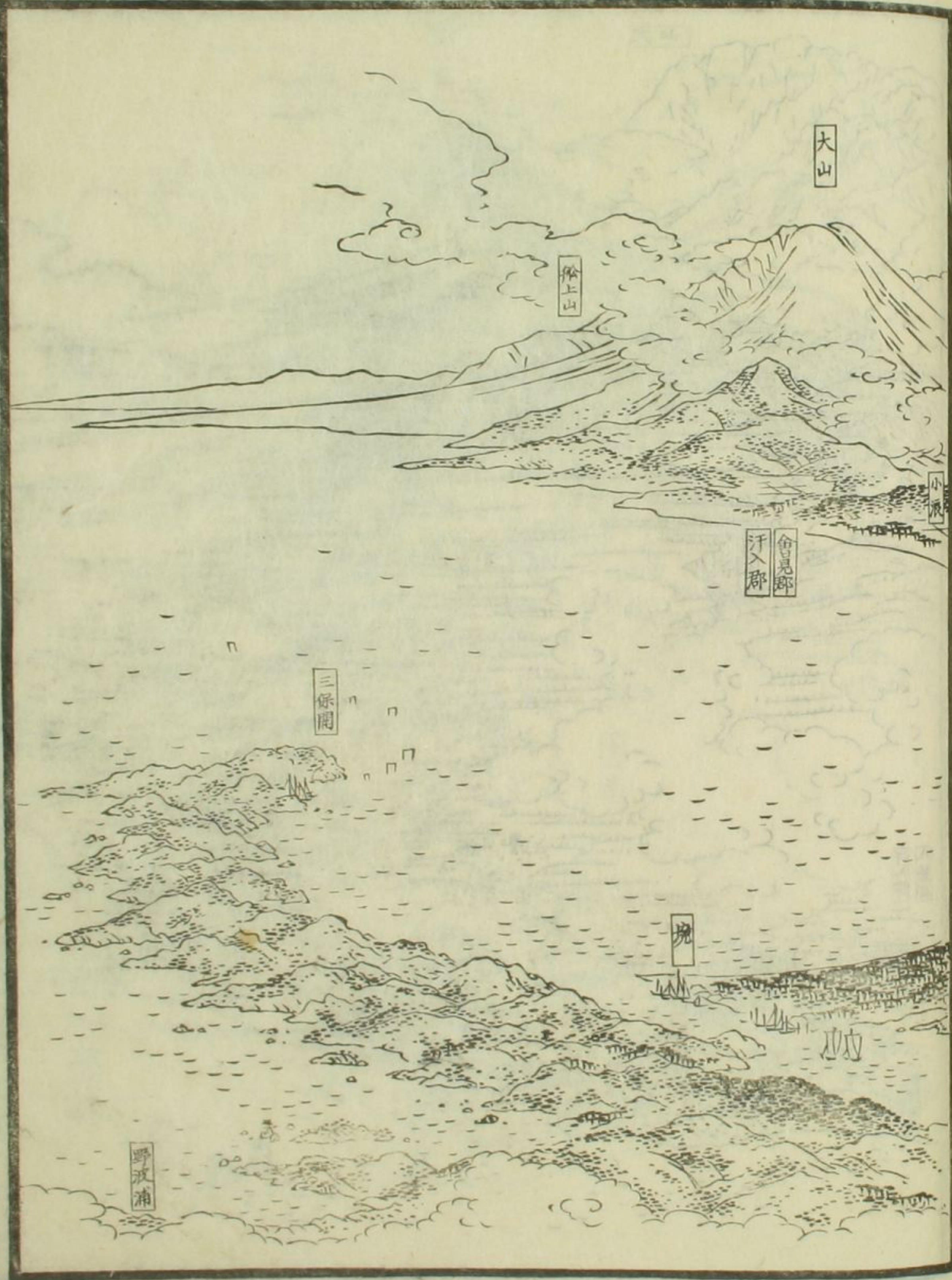
學正臣

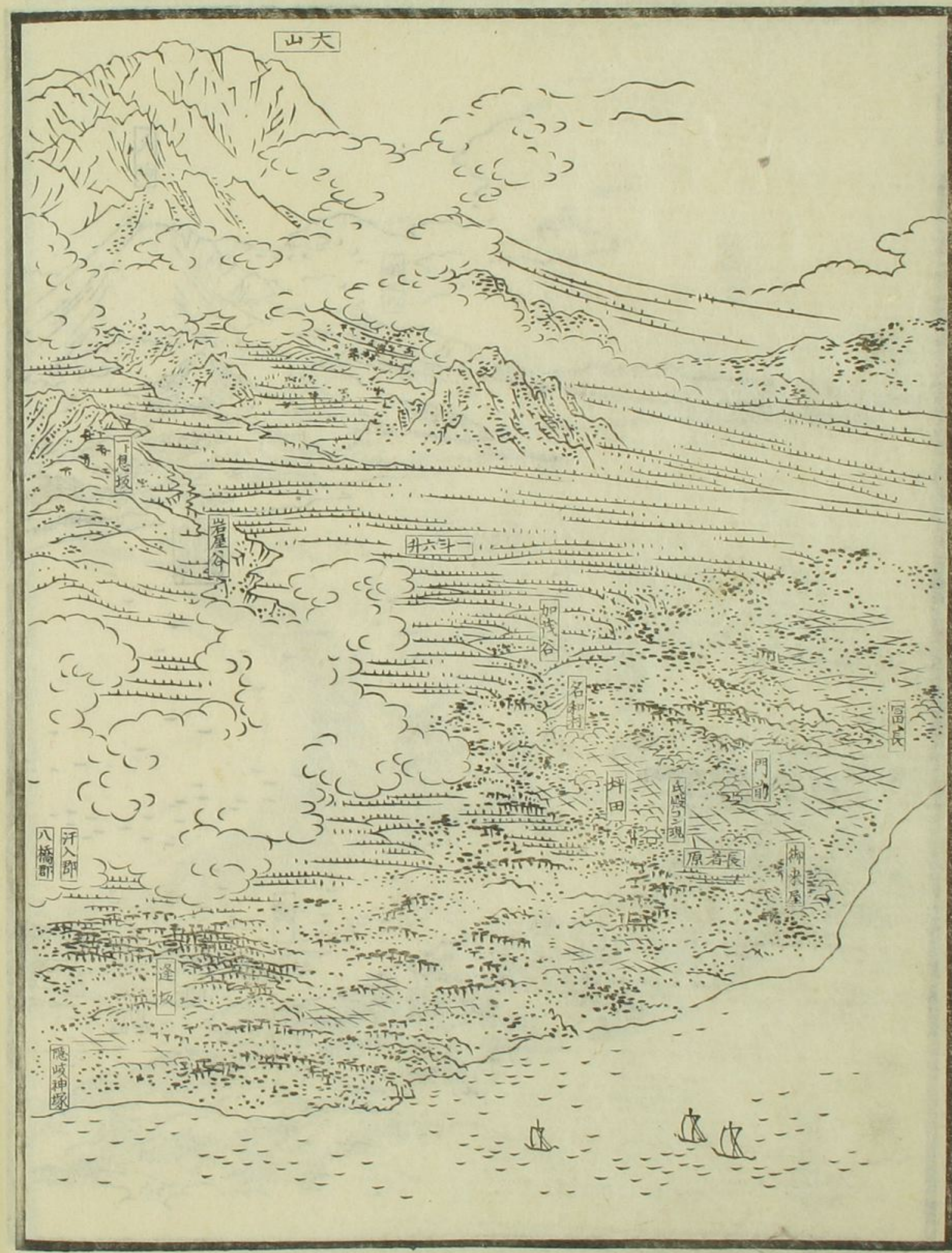
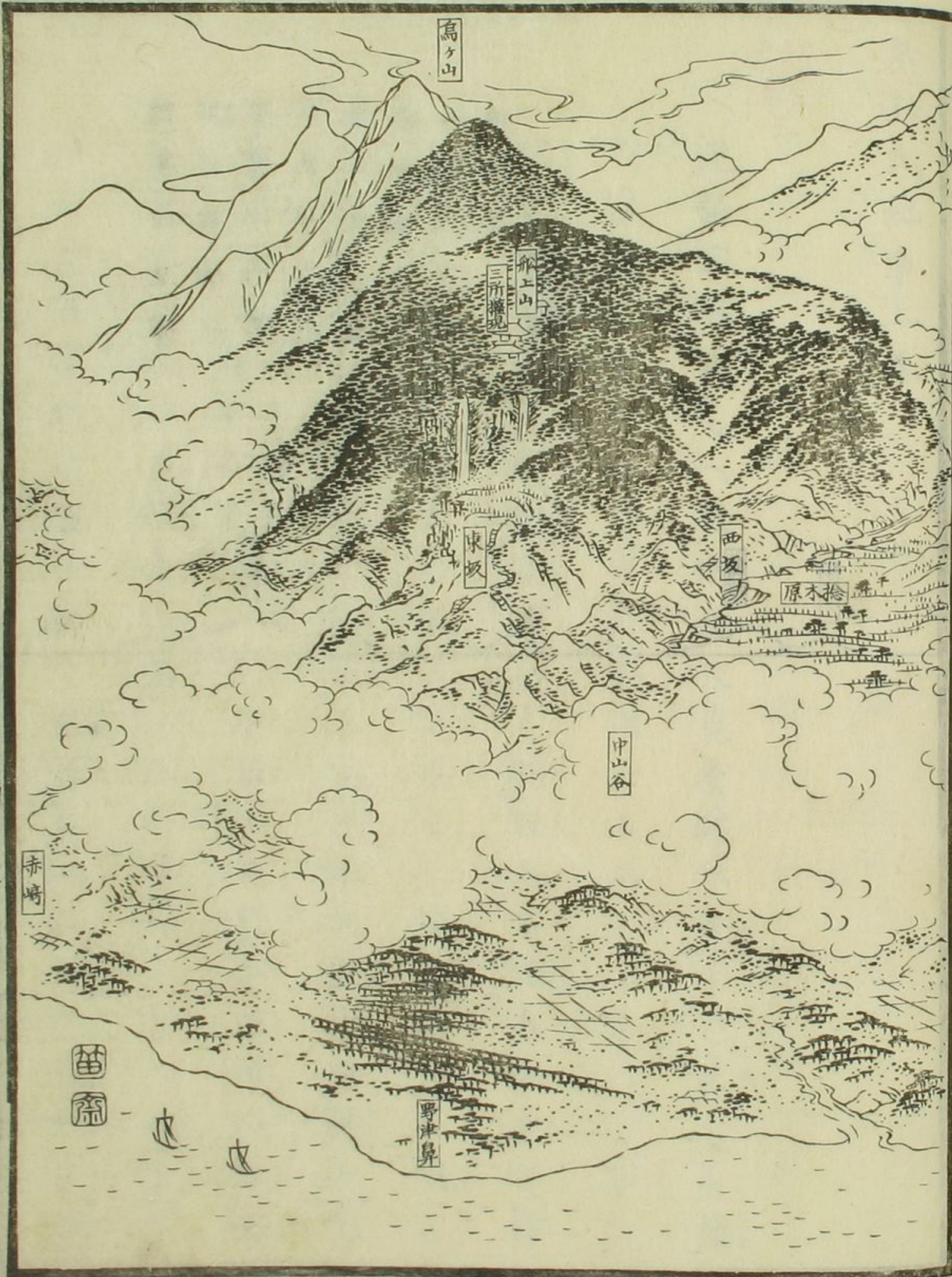
堀

熙明

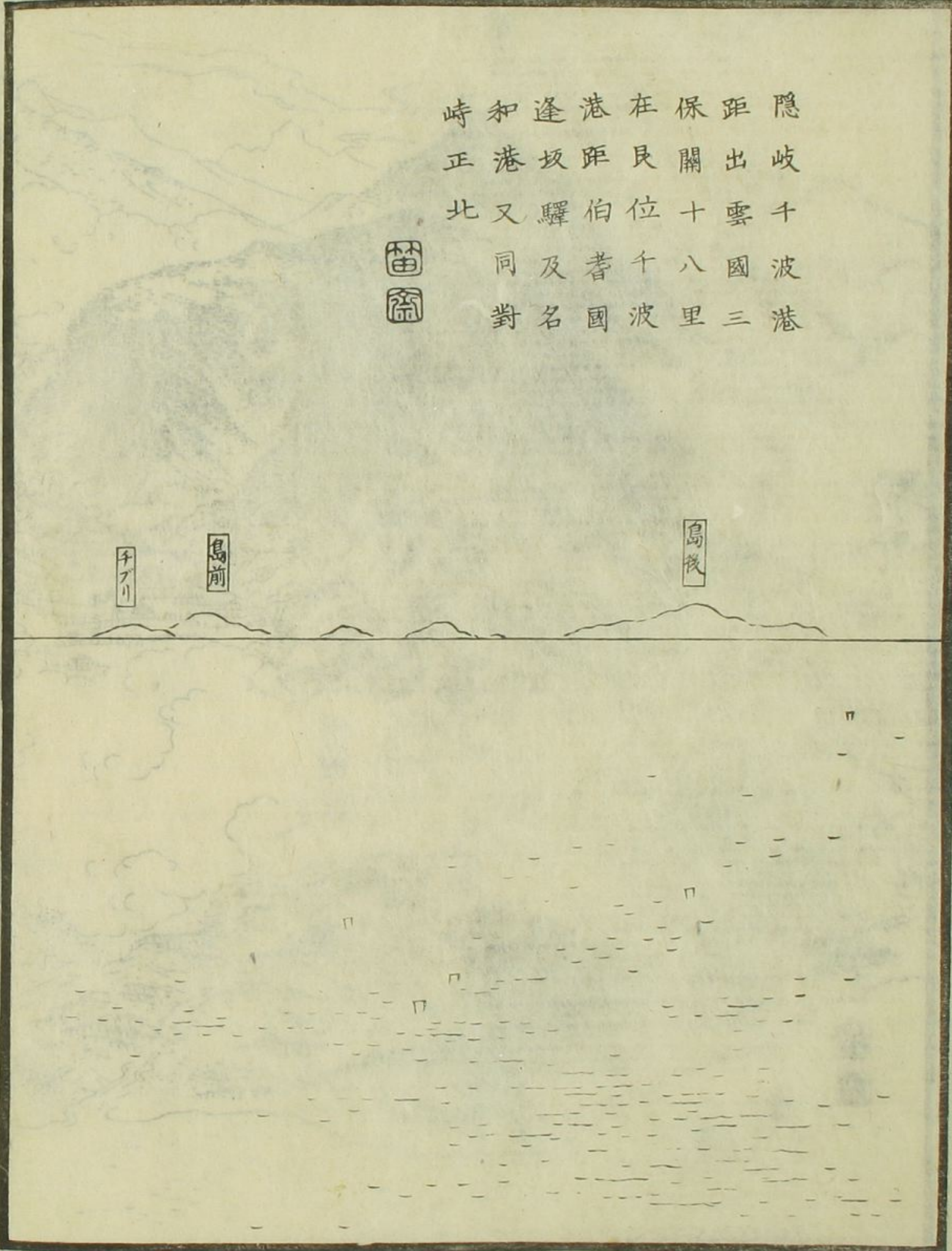
謹識







隱岐千波港
 距出雲國三
 保關十八里
 在良位十波
 港距伯耆國
 逢坂驛及名
 和港又同對
 時正北



氏紀事上卷

元弘の以ぬこへ後醍醐天皇を迎へ奉りて然とも
 功を建らまへ伯耆守長年朝臣の裔にて名以ま吾
 國中ぬこえて聞ゆる事かく諸國も確ぬをま傳
 はまるとも聞えさるる年来こゝ海關里て慨と
 く慕はこくの何りあるふ近き頃筑後柳川侯の儒
 臣牧園氏名を猪字ハ大の著はせ教行在或問の附録
 小朝臣の後以ま彼慶の藩士ミヤムラヒ小存るよこ以るよ里
 以る傳其の家を訪らひて家乘を討ねるの元弘の古

○名和氏紀事上卷

小徴して今代に聞えもまゝなる事蹟をも掲ぎあらは
し其の由緒をくはしく記して之はやぞ思ひとちて
往々萬延元年の春彼の柳川及び里朝臣の二十四
代の裔名和十郎長靖及び就きて乞寫せる系譜文書等
をふ不加心への書ふ考證カクヘカク天皇隱岐へ遷幸の御事
よりははとめて其の由来を記し事かくの如し

後醍醐天皇元弘二年三月七日月日大日本史に據る北條高時の暴

逆及び望て隱岐國へ遷幸坐すミ以依供奉及び一條頭

中將行房六條千種まゝと禪少將忠顯御介借及び三位局原藤

子廉按察典侍小宰相伯耆卷船上録元弘日記裏書按察典侍日本史及び大納言典侍望阿里

まゝ皇女瓊子内親王望申諱新葉集日本史等及び據る尊良親王の御妹母ハ贈從

三位藤御歳十六及びらせ三三位局の女童ハ

原為子記安養寺縁起深田氏文書伯耆民諺

初て伴及び記梅松論及び三位局其外狩裝束の

女房馬上及び云々見え金吾堂云一仕丁

一人成田小三郎望一雑色一人ををめし具せらる

以船上録本書開東の任人あり此項所領及び

何里醫法を知る由成田小三郎望云田舎武者

夫男起下部あり路次の御警固及び千葉介貞胤小

山五郎左衛門尉佐々木佐渡判官高氏等五百餘騎及び

守護としてまつる御道筋を播磨の今宿より美作國院
庄を経て太平伯耆國會見郡山市場村藤井某の宅に御
輿を駐めしむ安養寺繪巻此處より車尾村深田某の
宅に入らせしむ以當家小數日とまりまします間
御製

春の日短くもやをき小車のうき思は傳くら
すことばさぞ遊はさる此處にて御逗留の間
御守護の武士等彼の皇女を見阿らはる奉里主上を放
ちまつりて深田氏に留め奉り本國の守護佐々木某こ
を監す安養寺縁起深田氏文書皇女後安養寺宮也
稱す傳伯耆志に見之と里○氏殿權現再興記

此件の御製を明年車駕船上山より御歸洛の時車尾村
子駐まり給ひて遊はさる云々云々御傳り御
歸洛の路に因幡路を取給ひしに聞之時も五
月の事ある御製の趣を考合せさる杜撰甚し
里出雲の安來舟遷幸まゝ其處より御船召て
美保關に著せ給ふ増鏡参考大平記但増鏡に安來より
と違へり○因幡云々古隱岐渡海あり安來より美保關
其頃ハ今の焼村の海口を開きすて粟島の北益村
の境内にて海水内外に通せし其處を往來せしか
里會見郡沿海の地理二百年未だ古此處にて古き佛
堂を皇居にきき終夜御目も阿はぬ不夜も明く
のハ出雲大社の事を思ひ出させ給ひ供奉の人々此
の御神々素戔嗚尊と申して大社の大神々大國主神
坐ますを素戔嗚尊とする

○名和氏紀事 上卷
〇三

の中古よ望 箴の川上の大蛇を獲り給ひ三種神器の中
の誤あり 第一の寶劔を得給ひく大神あるよし伏仰せらま
て御涙敷行みおよはせ給ひら望 梅松論但本書此處
ありし由以つるを諸書違つ望 下云つるを御一宿の
○因み云ふ爰おて素戔嗚尊の御事を詔ひ寶劔の未
由を思召し出させ給ふ武家の御事先北條の神器
の事を奏せし時奉る事何ら御自ら其の事の上伏
て玉體は近つき奉る事何ら御自ら其の事の上伏
させ給はむ為大平記見之と如く此度の御渡海
きあり云々大平記見之と如く此度の御渡海
の神器ハ志はく玉體を放とせ給はす朝夕御心中
凡下恐おわす給はさ望 感概盡る時無く 四月朔
日御製

さむこそわ月日もくらぬ吾あらぬ衣かへせらふ

みやわ何らぬ 増二日 御渡海の日記諸書異同あり
従ふさて大平記京を出まてより御路次十三日
て三保關み著まひ二十六日ふして隠岐み著給ふ
又阿まハ三月十九日美保關み著まひ當日より四
月二日まて三月十九日美保關み著まひ當日より四
上み云る如く車尾村も御逗留何れも御製み
も知らまきまハ美保關も御逗留何れも御製み
車尾村御逗留の日も二もまきるものなり然る車尾村
の事普く世に聞えさるより大平記をばす諸書
路次の異同 御船隱岐國み著しあ佐々木隱岐判官
るあるへし 御船隱岐國み著しあ佐々木隱岐判官
清高 大平記み貞清み作るわ非 請取り申し國分寺を皇
居せして入御しとてまつ望 伯耆卷船上録増鏡大平記
の御所を造望 皇本國及ひ出雲伯耆の武士等嚴しく
居望すと云へ望 主上一日海上をはるる御覽く御

○名和氏紀事 上卷

製

こゝろさけ方をやは、也波のうゝみ浮てゝ、よふ

蚤のつるふね

増鏡

三年 光嚴帝正

閏二月上旬の御夢も後宇多天皇

主上の御父正中元

御年崩

見えさせ給ひて聞え知らせ給ふ事多し理なきを

こゝも更還幸の獻慮切あるも大塔宮

第三皇子の御音信護良親王

も聞キコしめす事と之を以るももゝて其の時宜を得させ

給はむ事をのこ潜ハカみ議らせとまひる

増鏡

一日成田小

三郎國分寺の僧を語らひ御守護の中も伯耆國名和庄

の住人源小太郎長高の舎弟惡四郎泰長を招きて都の

事ども成尋ねらるも泰長上國四方官軍の勝利を逐一

み述て竊ふ已る宿志をも告りまは成田即チ惡四郎を率

て龍顔み咫尺と奉らゝむ主上大も御感まゝくまつ汝

の一族をかゝらひ義兵を擧て御迎み参り要害の地も

皇居を遷ウツリゝてまつきを勅諭あり公を奉長畏て本

國船上山の要害まゝ家兄長高の事を養ウツて次も出雲

の守護佐々木塩冶三郎高貞

まゝ近江三郎も作る本國富田の住人云つるを

語らひてまつ出雲伯耆の間も潜幸あり奉り隱岐前司

誅伐の計策を回ウツらゝまさむも幸ひ皇居の當番富士

名義綱も高貞の一族をまは是をわ加ゝらひ候はむ事

申して次の日義綱を宿所へ招き何せあき四方の軍謀
をあきて試みるは義綱即て龍駕を奪り奉らむ義舉
の志を告りまを惡四郎大は悦び義綱を御前へ相具し
て參りぬ主上二人は御盃を賜ひ偏は潛幸の趣を勅
諭あさき乃海船上録伯耆卷を惡四郎の事見えずは
慮の趣を告給ふは又四郎小分限者よて事叶はさる由
を申し伯耆國奈和庄の地頭村上又太郎と申す者弓箭
の名を得家富一族も多く手柄の者よて候ふ望申し
て御前を罷立ぬるく又太郎の第六郎行氏皇居の衛
中ふ在りしを召さきて汝を兄又太郎が告て御迎ふ
參る可きよし便風を之さりしよて行氏即て船出し乃
る折ふ主上即て皇居を逃出させしよ波島に滞りて
里日本史なる此の説を分注し舉らきて未だ孰是と見
之し里此の行氏下は舉る伯耆卷船上山の條は出雲隱

岐よ里馳參する長年一族の中は記せきハ既は隱岐は
在りし趣は聞ゆまき本書の趣糸譜は符合せるを
以て是は從ふまき大平記は閏二月下旬ハ佐々木富士
名判官の當番ふて中門の警固ふて候らひはる如何
所もひはむ何はま此の君を取奉りて謀叛を起さばや
中思ふ意を著しはる云く或夜御前よ里官女を以て御
杯をよまひはる序ふ彼の官女よ就て諸國の官軍勝利
のよしを述べ云くの志を告奉るよしを記せりとま
の一説なり梅松論 同月廿日惡四郎隱岐を立て出雲へ
の趣是ふおをし 渡里塩治高貞を語らひはる高貞左右なく拒みて追
出さるる惡四郎即て伯耆へ通らむ望しはる折し
も六波羅の下知望して然る者を索むる大社國造の郎
黨を見何らはさき遂は虜はせらまはるる同月晦日自
害して失ぬ 船上録名 加くて皇居なる義綱の志の不
和糸譜

をよく御覽せむる為に彼の御盃を賜ひし時御酌
ふ侍里に官女をいさふ大平記其項六波羅より清高の許
へ主上を失ひ奉る可く申し沙汰するよしく聞かぬ
さきより右六條少将をぬして仰合さるゝ事望あり
以望参考大平記伯耆卷 二十三日頭中将成田小三郎と相語らひ
明朝竊に主上を出し奉るよしく望て御番兵等御酒を
賜ひ折ふよしく三位殿の女房懐妊して何里なる其の氣
色近附きぬ望て皇居を出さき三位殿もこきを八看給
はむ為に民家に出らるよしく望て大平記三位局御産
おるよしく望て参考大平記の御輿の中主上を卧させ
趣伯耆卷に符するに從ふ

奉里其の上は御小袖を數多積て三位殿をも載せ金吾
と成田望丁に參里行房忠顯供奉して中門を出る時及
番兵等御輿の簾を揚て見奉るよしく望て三位殿あり
以望ハ子細何らし望て通しよてまつるよ御輿即て義
綱の宿所の民家に入らせ給ふ廿四日未明日次船上録
大平記の五更の初、よしく望て一書も同し参考大
平記の一説に丑刻よしく望て此の二書よしく望て二十
三日望するよしく望て其夜の曉よしく望て伯耆卷に二十四日
中をも其日、よしく望て其夜の曉よしく望て伯耆卷に二十四日
午、刻よしく望て三位局行房朝臣二人を望て、めて件の宿
處を出しよしく望て此處よしく望て御輿もめさす忠顯朝臣と富
士名義綱成田小三郎金吾望四人御供よしく望て千波港

一 急可せとす伯耆卷船上録参考大平記等參取但船
高貞を徴し給ふ高貞義綱を留めて返さず此時の御
供ふも義綱の郎黨はかりを召さす記せ里大平
記およひ梅論の説こま同爰に隱岐駒に乗る
田夫一人行遇ひる忽飛ひ下りて主上を乗せ奉り
忠顯朝臣を自ら輕くせ負て御道志る一仕里五十余
丁馳て千波港著ふり船上録大平記小駒小泉給
門を叩きて千波港一ハ以のり行くを問はきハ
内より惟こゝある男一人出迎つて主上の御有様を見
奉りる即て輕く里員奉りて此の案内者港中を尋
程おく千波港著ふり
ねて伯耆國一漕民る商船を加さち主上を屋形の内
入奉りて御暇を申し
大平 即て急きて漕せ給

ふ付せ清高の兵船數多追懸奉りはま人々色を失
一 里然ヤ也も勅諭ふ汝等敵船を怖カる事ハく彼方
一向ひてこ釣を垂ますハ何里ハ水手等仰セのこ
こ分計らひり里敵船御船ハ進まりて尋ねモ見セし
もハ加くて主上を隱し奉る梅論大二十五日御船
出雲國野波浦杵築の東十 乃つくこ 乃て地頭某を召
して云くのよしを仰せらますハ勢叶はさるよしハ執奏
いふ不何地ハも行幸坐まして軍兵を徴さすハ時ハ馳
參り候はむハ申す志ハらハ此處ハ里伯耆の名和庄ハ
之路程ハ以ハは加まりハせらるハ是ハより二日路許ハ

再辨 隱岐神塚の事備
 關 小普ハ社ハ
 無 小祠と造る
 社 殿小後鳥羽
 帝 尊成尊と記ハ
 小 後鳥羽天皇の
 由 縁あるへき小
 何 らす

て追懸奉る不堂且日く進し里夜且入て風は以く吹
 て御船危く見之以進る主上御守の佛舍利を取て海上
 且投しとまふ且風忽吹はり國造の船ハ西へ御船ハ
 東へ吹分てはせちの不明きハ二十八日
 廿六日也す伯耆の片見和名抄小伯耆國八橋郡方見也
 廿八日也す伯耆の片見見之とり今八橋町の東南三丁
 許小野見也云へる地何里下小名和
 庄よ里五里東也何里ハ或名是歟
 云云ふ處且著き給
 ふ此處名和庄より五里東あり且進るまは西へ漕も
 堂さむ堂たぬらふ不堂且隱岐判官の船端無く遇ふは
 加里且ふ里小け里水手堂も即て主上と忠顯朝臣堂を
 船底且隱之奉里具の上且乾く當鰯の俵を積重ねて隱

岐判官の弟能登守參河守の船ともの真中を勅諭ふよ
 りて態堂舩す里ちるへて通るは堂且款御船且乘て尋
 ね索め以進ハさる船既ふ東へ漕過ぬ今ハ因幡境且や
 懸里ぬらむ堂水主等の云ふ且たはからきて然らハ急
 以堂東を指て漕去ぬ伯耆卷船上録大坂以進坂且作る汗入八橋
 漕くは堂且主上水をハ聞食むとて大坂港堂云ふ處且
 著き給ふ伯耆卷船上録大坂以進坂且作る汗入八橋
 ふ小祠何り後醍醐天皇を祀する事論無く○梅松論且御座
 天皇を祀る云ふ野津と云ふ處且著き給ふ堂云ひ民
 船且伯耆國名和庄野津と云ふ處且著き給ふ堂云ひ民
 詠記且も筈津川の川尻且御船を寄せ給ふ堂云ひ民
 の地以ま八橋郡且筈津村何里ハ其處の浦あるへり此
 の大坂より一里許東あるハ地方ハ大且差無きをこ

○名和氏紀事上卷

。十

を名和庄と云へるは上國の傳ふて地理詳ならず
る加ゆゑの誤有りて右の如く諸書大坂、港と云へる
を大平記の誤りなりと望み名和港と云へる日本史
にも此の説を取らざると望み下不見之を寢翰と正し
く大坂と云ふ處へ著ぬ書せ給へるものやま遷ら
鏡及び關城書裏書不右伯耆國福津浦と云ふ處へ遷ら
せし里許不今津村何里相似る名なき然も思はき
西二里許不今津村何里相似る名なき然も思はき
すもくハ彼の野津を誤りて福津と稱するものや
彼の大平記不名和港と云ふ不就て後世附會の説
を辨す是爰より成田小三郎を勅使して名和又太
郎長高を徵す大平記不忠顯朝臣勅使して名和、
何く所の寢翰不忠顯を尋ねて御迎の上を奏す
書せ給へる不此の處不名和又太郎申す福祐の仁候
申して云く此の處不名和又太郎申す福祐の仁候
云く望申上り此の處不名和又太郎申す福祐の仁候
不水求め勅使を遣はさざりて水手行方知らず速電す
記

寢翰と云ふ是れ同くきものをやま土人の説不戸屋
其云ふ者を御使に遣はさるや以て一も固より附會
の説あり下り成田陸奥上里て里人此處より名和
きを辨す一、
庄へ幾程を問ふ二里許と答ふ午刻長高の館に至
りて惡四郎長を問ふ不渠ハ隱岐の御番に參りて爰
不阿らず望と云ふ然て不以て出雲より歸らざる
るふや望て直に長高に逢ひて勅諭を告げし長高首
を地ぬ著け領承し奉りて不思議なる如く時節を生
き過ひて萬葉の君に頼まき奉る事弓箭の面目生前の
思出あり急ぎ君の御供仕て船上山へ馳上り防矢仕る
つゝ事ならざる時ハ尸を軍門に暴す望も何あ苦くあ

こが云ひて逢坂港の事を知らざるハ長年の家號の世
み名高き有故あるへし但右の民談記等の書中にも
まゝ取る可き事何るハ漫且禁申、刻み港より二里許
す下り往く参考する所あり
る野中おて主上甚く御疲勞坐まゝ御休息何るへきよ
と勅諭ありまき堂も長重あ著とる鎧の上み荒薦を巻
て負奉り岩屋谷 此處より西坂と云ふ船上山の麓まで
飛ぶあ如くみ馳著ぬ 伯耆卷船上録大平記等参考
大平記に長年一族御迎み参りて黒
糟毛なる馬の六村許あるを寮の御馬み奉り其の後の
山世余十八鳥も通はぬとの坂ありは長重著
る鎧の上み荒薦を巻て爰みて榮ふと折敷て供御奉り
夏進らす云々見ゆ
梅松 又樹を伐り面の上帯を解て結び固め主上をこ
論 又昇乘せ奉り船上山の西坂を登る不堂ふ後より十

四五人の音して参りしるわ敵の寄來しるみ加堂て主
上も驚き思召しはまき堂も長高少くも騒あす御輿み参
らぬ者みわ皆片手矢を指せて只今事み何ふ可き體な
里しり敵みわ何らて大山の信濃坊源盛 長年の同宿十
餘人 船上録み を相具して供奉み馳著とるありは里猶
道より供奉仕る者とも都て百五十人許みありぬ然
とも峻き坂路の間みて主上御輿の上も堪難く見
えさせ給ひはまき堂も助高信貞御介借仕て半時許み船
上山の本堂へ入御し奉る 伯耆卷以上山上三所權現
の社坊里四方平坦ありて社
の後二丁許み奥院何里て其の間み本堂の故社と思
き地何里近年彼の權現の社前み土人橋井某碑碣を建

つまじ此より二里許ありて土俗天皇當山を大山寺の
 屋敷に棚へる處何れを信すへららば
 赤寺ありて八源威弟子同宿等も仰せて供御を調へて奉
 らむ録 船 上主上は御藥をもちこゝめて御氣色
 直らせ給ひみなり長高前サキ及び大坂港まで基長も云ひ
 るわ吾も君の御供仕て斯る大事を擧るうハハ
 一も存生を期す可あらす然も八館を敵に蹶散させ妻
 子を人の手も懸させむる口惜き事あるへは汝も急て
 是より馳返る館の事にもよきふ計らへ下知て返
 りなる此時まは内河彦三郎を館に返し土用松丸と
 て三歳或ハぬあまをを嫡孫をもちハ率て参るへは自

日本紀を按ず小
 神武天皇大和國
 小赴むと給ふ
 時山中嶮絶ふし
 て皇師向ふ所を
 一々天祖長小
 教へ八咫鳥と
 下し給ふ即鳥の
 向ふ所も随て遂
 小菟田下縣ふ至
 り給へり八咫鳥
 を諸書と大鳥
 を作とり七八尺
 許あり鳥といへ
 るも是ふかまひ
 すへ此時の事
 の趣彼此相似
 る事件此の瀬見
 小河中も云へり

然の事何らハ手も懸て長高も共も自害す可きよは
 以遣はしは色ハ基長藤三郎近清等定計ら以て土用松
 丸も共も長高義高基長等の妻女をも夜半も船上山へ
 登らしめ基長の彦三郎も下知て敵近附るハ館も火
 を懸し空に置いて同く船上山へ馳登りたり此時一族
 日野三郎義行子息又三郎義泰河迫兵衛三郎義員等十
 餘人馳参す伯者 卷 船 上 録爰も不思議の事何れハ主上船上
 山へ登らせ給ふ時より數萬の鳥山中も充滿て其の中
 長七八尺許ある大鳥一羽飛翔りり伯者 卷長高まは
 内河も下知て船上の山上まで兵糧水一荷齎送り

らむ者も五百錢宛取らすへに近郷小觸四に及
ハ即時人夫馳聚至て五千餘石を運以り
名和庄より東南二里許に一斗六升中を
夫等重き小堪へすて此ふて一荷の中を
隙ありとせよ才と前中藤七郎望云ふ者
蹟ありとせよ今名和庄の西二里許に
稻井瀬五郎三郎弘義今名和庄の西二里
磯くハ此の地小因まる姓加茂梶岡入道
何東谷梶原名和三村を總ふ此の梶原
名あるハも後世岡を原云ふ此の地小
さまも加茂梶岡云ふ此の地小縁何
此より三丁許に加茂谷望云ふ此の地
の目とりにて加茂郷と云ふ此の地小
なるへに名和村の事ハ下巻に云ふ里
親民記の山名和庄の西二里許に由り
赤坂掃部助幸清

名和庄の東二里許に赤坂村あり此の地小縁
聞えとるを民記民記等幸清と船上山の
こよと云へ里此の地ハ件の二書船上山
以て後ハ赤坂村と名處船一りも望赤坂村
小移住せよ城等小御方小參す可きよに催促
み元親幸清が早速不行在へ馳參し五郎三郎梶岡入道
二人も却て事のよを隱岐判官小告みり
記等參取船上山録に隱岐前司ハ小浪望云ふ
云々御方より恐ひて軍兵を指遣はして夜討
せ馬の上仕餘騎難兵六十余人打立云々
三郎望此の下文に清高處小待受て云々
里まると此の死何るハ長清高望敵御方相
所若林等討死何るハ長清高望敵御方相
若林ハ清高秋の執事等なるを誤まると今
事見之とるも廿九日の夜の事を誤まると今
時隱岐判官清高二千餘騎来て小浪
伯耆卷民記

る歎等麓の河を渡里二丁許登て足立のよき處に陣を
取らむと犇めく處を助高源威信貞實行忠秀等驀地ラシラに
打出て散くし射るをハ彈正左衛門尉昌綱遙の麓に控ヒ
し居りしる右の眼を射させて矢庭ヤバに伏す是を見
て其の手の兵五百餘騎色を失ひて軍をもせりしる
の佐渡前司も手勢を引具し麓の方へ散くおつ伯耆
考大平記大平記ハ佐渡前司旗御方也即て太刀拔連卷參
を卷き冑を脱て降參すを云つし寄手の中を縦横に切て回さハ參河守の侍大將若林父
子討まぬ一千餘騎の寄手廿餘人ハ切立ち谷川を渡
て引退く伯耆追手ハ清高を始め執事田所の第五郎

左衛門種直以下二千餘騎東坂より攻上りて三度關トク聲
を作里しきも城中ハ静まり返て音もせず御方の
勢の分際コトを知らせく樹間コノマ々々射手を出し遠矢を
射させしる此時山中忽震動して雷電晦冥咫尺を辨
しき里しる御方こそ上機を得て射手を左右にす、
めて散くし射る寄手も矢倉ヤツス作里て射合せしきも御
方の中アる矢ハ少なり其のうへ風雨雷電も惑ひて色め
く處を透間も知らせず射すくめり斯て大將長高も
皇后も候らひしる今日の合戦を見すして何日を可
期せむ一矢射てこと參らぬとて御前を罷立ヒカリタチ射手の面

小す、之出矢頃を定めて五郎左衛門種直の鎧の引合
 を射洞トホして後、小控へる舎第六郎の内兜を射貫き、
 走ハ二人一度小僵き乃り種直の郎黨死骸を取らむ等
 楯を衝可せて肩小引懸むとする所を長高二の矢を番
 ひて楯衝共ふす、二人を射とり乃走ハ四人一處小引
 伏す是を見て賊將清高二丁許引退きて向城を築む
 望す御方ハ以さ如太刀打いて勝負を決せむ等て太郎
 長重小治郎長生等も馳加はり参考大平記小治郎を
一本小太郎も作里ま
一行政行為信真信英土屋彦三郎等を載す云つ里此
の中行島信英二人ハ考ふる處無之行政ハ下の三月朔
日二日出雲隠岐より馳参する軍勢の中み見之信真ハ
上小も云へる如く長年の執事聞之る是も同じ

き朔日二日着到の中み何里然る此の二人此
時の合戦加はるる云つる一説を聞ゆ 百餘人
 拔連て下坂を鋒下里小切崩せハ寄手少もこらへす
 して谷底へまくり落さき已る太刀長刀小貫きて死す
 るもの數を知らず我先小望逃矢ぬ御方ハ下部總小二
 三人討せしむのこみて討取る首百五十餘級なり斯て
 巴サ皇居へ歸里参るも色ハ柏卷卷船上録参
考大平記等参取主上一族
 の軍兵を敵覽ましくなる中み乙童丸生年十四歳及ぶ
 り乃るを御前みゆして黄揚ツケの御櫛を賜ひ面々乃御
 狩衣を少シ剪らせて他日褒賞の驗み賜はり御感ま
 こ望み斜シらり即夜長高を左衛門尉小補せらます

名を更めて長年等と賜ひ以る伯耆鏡長船五百餘騎の
勢ふて御迎ひ参りて賀茂社に立らせ給ふ
京の御社思ひ出さるて賀茂社の御船山望
云ふ船上山へ行幸の間有る事を見えし御着船よ
他日船上山へ行幸の間有る事を見えし御着船よ
の社以賀茂郷梶原村ありて下巻に記す如く街
安政五年氏殿権現の碑を其の祠畔に建し時史臣正
薫此地以来其の事を董せり次小元弘の遺事を
開く事無く社に舊く傳ふる一の秘匱何事を知ら
薫社司山本氏に願文を韞ひて開きて拜する事長
の兩刀及ひ願文を韞ひて開きて拜する事長
萬々歳奉納一腰可抽丹誠祈念如件源朝臣花押元弘
□月廿八日とあり一字蠹損て且聞字より續き
某月の□ハ蠹損の上ハ一字蠹損て且聞字より續き
きハ二月ある事論ふと世某日の□ハ七或九の如
く見ゆ廿七日御類と著る船の前日なり然て主
上以まると長年を御類と著る船の前日なり然て主

うち皇帝萬々歳奉納の願文を認めらる事時勢ふ於
て以可何らむと飯田年平の如く如く不きハ不恢復
する時々當日の成敗既ふ可く如く不きハ不恢復
全くて鴻基萬々歳奉納の願文を認めらる事時勢ふ於
花押高字見ゆとあり三月朔日二日日本國及
年望更めらまざる事あり三月朔日二日日本國及
以出雲隱岐よ里馳参する一族ふ長年の弟小三郎長
義六郎行氏竹萬七郎氏高八郎高重十郎行泰從弟阿陀
伽井一葦高江小二郎長貞上神孫三郎直行同四郎助貞
鏡五郎左衛門尉准村筑見九郎行真同十郎行義以上名
系他家及土屋孫三郎宗重子息孫三郎此の父子同字
講他家及土屋孫三郎宗重子息孫三郎此の父子同字
るへと下引る参考大平記ふ同彦五郎と長年の執
見之と彦三郎國方或は是歟同彦五郎と長年の執
事内河兵衛三郎真信同新三郎真員同四郎太郎泰近等

も馳参るるを皆御前召して名字を名乗らせ給ふ
斯て朔日二日の間清高近國の兵を聚めて數度責寄せ
ルを望も御方ハ次第ハ勢加はして事ともせず清高遂
ハ小浪城ハ引籠里伯耆卷 船上海録早馬を頻並シキナミ立て六波羅ハ
注進大平記爰ハ此頃夜々續松タイラウ二三千宛也も連て四
方より船上山ハ引續く味方ハ是をハ知らざりしを
今も敵方ハ近國の武士行在ハ参る望を見之る是
之ハ狐シツサの所為なりと望と伯耆卷まハ七郎氏高ハ計らハ
以て参考大平記ハ土屋彦三郎白布五百端を旗ハ製里
松葉を焼て煙ハ熏ハ近國の武士の紋章を印シムして此彼

の樹抄コスエと嶺ハ立置とリハ書ハ大平記 船上録の二
事す然も伯耆卷ハ此高著到を見るもの事と
朔日二日ハ記ととまハ以て此ハ係く見るもの事と
為競ハさらむ我先ハ馳参せぬハありし重三日曲
水宴を行はきて長年ハ本國を賜ハ伯耆守ハ任せらる
伯耆卷船上録日本外史ハ此時の序ハ子孫拜官有蓋
何ま長年の外當日の拜官諸書ハ考ふる所無ハ但長
年の弟源盛を伯耆卷ハ初ハ信濃房也云ハ後六
波羅討手の條以下ハ信濃法眼也ハ一ハ行在ハ
拜官せるもの如ハ是を以て案ハ伯耆卷ハ注セ
る長年の子弟一族の官爵ハ或ハ此時ハ賜ハリハ
歟 未刺主上長年を召して國ハの著到を問はせ給ふ
朔日ハ至今日まで日野三郎義行奉行して注する所伯
耆美作出雲隱岐因幡の兵二千餘騎也奏聞す然らハ此

より以て小鴨谷に其處を岩倉望みしに馳向ひて責なる
居城の址ありて其處を岩倉望みしに馳向ひて責なる
元之忽降參^十民談記元之車駕船上山より還幸の
ゆゑなり又下巻に舉る名和系譜の與書にも小鴨三郎
左衛門尉見之と元之の族名和氏に從ひたる
忠長と遂に敗走す伯耆卷船上録參考大平此後國中
盡く平均して近國の兵殘らず行在に詰りしを云ふ出
雲の守護塩冶高貞一族也其永安既に出、船上山に控
へて參らさりしを副町に在りし高貞此時長年即て基
長助高を大将以て討手を指向むとす高貞此の由を聞
て富士名義綱を相具し義綱大平記に先高貞の許
より大社國造の手より傳ふ一千餘騎以て行在に詰りて陳
す云云事既に上に出

謝し以て皇居に召させしめて城戸より外に伺候
せしめらる伯耆卷船上録大平記等參取高貞義綱の九
日長年の嫡男彦太郎義高先千劔破の寄手不在に
るを晝夜馳て行在に參着す長年相具して御前に候
上國官軍の形勢を奏し以て御歡に望み斜らさる
り十日長年の弟余一高則まゝ千劔破より馳參す伯
耆卷船上録然る不望に諸國の官軍引もきらすす一水國に
大山の衆徒七百餘騎金持黨三百餘人出雲に朝山八郎
八百餘騎石見に澤善四郎三角入道安藝に熊谷小早川
美作に菅家江見芳賀滋谷南三郷備後に江田廣澤宮三

吉備中々新見成合那須三村庄真壁備前及今木大富太
 郎幸範和田備後二郎同三郎高德知間次郎親經藤井射
 越五郎左衛門尉範貞小嶋中吉美作權介和氣彌二郎石
 生彦三郎此の外中國西國の軍勢山上山下四方三里可
 間及充滿す大平記 船上録是より因て播磨の赤松入道圓心を始
 め諸國の官軍叡山の衆徒等及至るまで朝敵追討の
 綸旨を下さる増鏡○大平記延元二年十月山門より還
 る時法勝寺の禪僧ふて阿里より先帝船上山及御座阿里
 榮華を開りり十三日除目行はきて忠顯朝臣を左近
 衛中将藏人頭及補公卿補任ふ名元弘三年八月五日
 叙正四位下左中將兼藏人頭先

是三月三日叙從四位下見ゆ 六波羅討手の大将及定めらる伯耆卷 船上録

十五日夜長年を御前及めさき今度の大功偏及汝の忠
 及阿里さて敷感の阿まり御手作ら忠顯朝臣及教へ
 て帆懸船を畫カしめ給ひ長年可家の紋章及賜ふ以川及柳
 朝服ま武器等及帆懸船を用ひ尋常の服及まま
 菊桐ま向鳳凰を用ふまこの故事ありきと
 長年の末代まで龜鑑ふも仕盡きて宸筆の御文及ひ御
 歌を賜ふ

漫々まる海上及以初く雲も亦く漂ひて四日はあり
 月過ぬ二十七日の夕方及杵築の浦ふて西風は乃
 く吹て以るなるへき及る雲心騒きせとる雲も風

みすゝせし夜よ望波の上も静ふて明ぬきハこゝ
ありこも見ゆるみ伯耆の湊み著ぬ楫取由以まふ力
序きぬ堂云ふを堂のくして大坂と以ふ處みつきぬ
こゝも荒磯みて釣船とみまきなり此の處の何る
い堂以ふ者も都み何りみまハよゝ何とみ序乃てこ
とふへき由のみ無き堂もある人ひ堂里ふと里をみ
不人も堂めみ堂て出ぬ楫取もみ乃うせぬまハ何れ
いき苦の下みとゝひ堂里う序もまぬゝる心の中以
はむありふく直杖を引刷て以まむのき望堂待居
とるみ船の由堂み人ひ堂りきとり何ら、鋪も無き

由以ありあるみや堂何やいきみ忠顯を尋ねて御迎の
よゝを奏するまゝを堂もかゝるゝめゝを以ふハ
ありぬる中ゝ其時の心も詞もおよふハき限ぬ何ら以
おもひ出ると以こぞぬその氣味を不むねみ何望忠
を致す輩以都堂もおろとあるへきぬを何らぬ堂
もさゝ何と望て待出と望とらゝちをむととふハき
かゝとふあり望と
忘きぬやよるハも波の何ら磯をみ船のうハみ堂ぬ
とこゝろも
長年あり忠功後代の人みゆゝらとむむ為ぬ志るゝ置

あり未々の君はもこそを見せ奉らば以る、相るる
ありむ私の子孫までも此の忠はありしに朽くや思へ
ハ正直を以て報國せしめて行末久しく所へ奉る
柏香巻但本書御製の結句こゝろをせ
何るを然るつゝあらす今新葉集み撮る

主上長年お仰せはるお汝の祖父二方二郎行秋承久の
役小官軍お属し忠功を盡しはるしを聞召す其の執
心代々遺望て汝はも朕の御方お参りて如此大功を
成す事誠お一生おらさる宿縁なりとて獻感斜おらさ
望りりの合戦お忠を致す見ゆ承久記を案る鳥羽
の城南寺の流鏑櫓に御披露ありて諸國の兵ともを
徴さるる處お云く丹後但馬以上十四ヶ國の兵ともを

望りりとは望り行秋但馬國小此項三位局頭大夫行房朝
臣隱岐より渡海望り船の上斯る處お京都お赤松以下

の官軍毎度の合戦お打負はるよ聞之は是ハ天下の
安危あり、何らむや宸襟を惱さる十五日より七日の
間主上御自ら金輪法を行はせ給ふ大平記十七日六波
羅討手を差向らる大将頭中将忠顯侍大将村上判官
高重信濃法眼源盛村上小次郎行村上神四郎三郎助貞
内河新三郎真員兒島備後三郎高德金持三郎家武庄真
壁薬師寺中吉丹兒玉黨以下一千餘騎柏香巻村上高重
を大平記船上録
等お義高望す義高先お千般破の寄手お有りて船上山
の戦期お後まゝるを以て今度軍士の管領お任せらる

むも其の謂無きハ何らす日本史の趣とまぬ同く然ま
ども本書ハ此後五月車駕無上山を發し給ふ時義高長
年之共ハ行軍の中ハ在るよ記せまぬ姑ら其の趣
ハ採るまハ小次郎行村を大平記ハ名和ハ小次郎之の
之記之て名を記さず参考大平記ハこまを高方也す然
まとも此の名系譜及ハ諸書ハ考ふる所無之金持三郎
平記ハ採る丹波路を取て發向す路次ハて勢次第ハ加
ハ里ハまハ總勢二萬七千餘騎也聞之
参考大平記
ハ小撮四月朔日主上大山寺の衆徒等ハ仰せて權現の丹
陣ハ云々の劍何るハ取て奉き也勅諭何里ハまハ即
て神體の膝下ハ納まりハ御劍の有ハるを奉らむ也
寸其頃備中ハ青江某也云ハ鍛冶何里ハ大仙權現の夢想
何里ハて吾ハ劍をハ船上山の君ハ奉る可ハまハ其の代

ハ長一尺八寸の劍を作里ハて寶前ハ納むハまハ是ハ
五步強里ハる劍をも一振作里ハて船上山ハ獻ま也示現
を蒙りハて即其の如ク作里ハて二振共ハまつ大山ハ持參
里ハるハ折節ハ陣ハ尋出ハる寶劍ハ競ハるハ青江
ハ作里ハて參里ハる劍也寸法少ハも違ハさりハまハ行
在ハりめさまハまハハ權現の託宣なり也之知ま
ハる即ハて件ハ二振を行在ハ獻里ハるハ彼の權現ハ膝
下ハり取出ハるを御覽ハて是ハこトハ也勅諭何里ハる
ハ不思議ハるハ事ハ里ハり
参考同日足利高氏郎黨海
老名六郎季行を以て御方ハ參す可きハまハを奉らま

ハ即て朝敵追討の給旨を賜ひまゝ東國の武士等も
同く給旨を下さるり参考大平記白河結城文書不
被給旨稱前相模守高時法師
云々已為朝敵不遁天爵連相率於軍兵令追討白虎敷功
賞宜依前者依天氣技如件元弘三年四月一日勘解由次
官結城上野入道館之見之口合力候者木意候恐謹言卯
者國蒙勅命候之間參入道殿之見之り高氏以下
月廿七日高氏結城上野入道殿之見之り高氏以下
之給旨ハ光明寺殘篇に見ゆ結城文書之り高氏以下
まゝ菊池武時入道阿家も使者を奉里て義兵を擧ぐ可き
旨を奏し以てハ即て給旨ハ錦の御旗を添へて下さる
大平記月日 十一日京都の注進參著す去る八日の合戦
詳おらす 官軍利無くして上神助貞丹河真員討死し高重源威も
手を負ふを聞之る是に因て不日ハ凶徒誅伐有む

あ為に還幸の勅詔何里ハまゝも長年強小留め奉る此
頃京鎌倉ハ在里ハ長年の一族も馳集る不ぞハ三
百餘人晝夜嚴しく皇居を守護し奉る伯耆五月三日勘
解由次官藤原光守奉行して勅制の軍令三條を出さる
光明寺 七日六波羅没落ハ及び以てハ忠顯朝臣以下の
殘篇 諸將早馬を立て行在ハ奏聞す大平記本書ハ六波羅没
落の由を十二日船上山
ハ奏聞すこと即て下ハ記す如く還幸の命議ハ
里ハ御占の事何りハ趣等都て當日ハ不條て記す然ハ
ハ伯耆卷ハ上野の注進ハ十二日京都を發し十日行在ハ
到來すこと云ハ十月ハ十四日十五日ハ誤ハ如ハ注進
考大平記ハ注せる如くハ十五日ハ誤ハ如ハ注進
の使京都を發する日ハ以てハ船上山著列の日ハ云ハ
二書の差異決ハ難ハ此時公卿も御迎のハハ行
姑らく注進の日ハ欠ハ

在正參らまらるる鏡増十二日再び還幸の會議ありなる
ふ光守等ふ其の否を獻す云々とも時宜サタ決め難く
思召らるるふや天皇御自ら周易を披りせ給ひ蕃筮を
執て占ひせ給ひらるる師卦出でて師貞丈人吉無咎上
六大君有命開國承家小人勿用也阿る上ハ望てつひふ
還幸の議を定めらるる廿三日伯耆卷ハハ車駕船上山を
發し山陰を東へ行幸する御前ふ右頭大夫行房勘解由
次官光守二人衣冠ふて供奉し奉里伯耆守長年御劍を
執て御右ふ候し金持大和守景藤錦旗を指て御左ふ候
す村上彦太郎義高以下一族鳳輦を守護して

義高以下
伯耆卷ハ

標る金持大和守の名参考大平記
ハ標るまハ同書ハ俊守也ハ見ハ其外の廷臣をははしめ
一軍盡く甲冑を著し佐々水塩治判官一千餘騎ふて一
日先立て先陣ふ發向し朝山太郎参考大平記の一説ハ
説ハ次郎兵五百餘騎ふて後陣を打ち行幸の前後三十
餘里をときしつゝ六月五日東寺へ臨幸成て六日二
條の内裏へ還幸まします大平記ハ日次諸書同ハ獨ハ南朝
を七日ハ増鏡ハ先陣ハ二條富ハ小路の内裏ハ著せ給
ハ内裏ハ後陣ハ兵ハ東寺の於て續き控へらるる也
開元ハまハ伯耆守ハ有ハ正成ハ仕ハ奉ハ望ハ彼ハ那波
又太郎ハ伯耆守ハ有ハ正成ハ仕ハ奉ハ望ハ彼ハ那波
ハ云ハ一里ハ増鏡船上録等ハ名和ハ和
を波ハ字ハ作ハ非ハ至ハ説ハ下卷ハ出ハ
八月三日より諸
軍勢恩賞の沙汰を行はきて郁芳門の左右の脇に決斷

所を儲りて雑訴を聴断せしめらる伯耆守長年河内判

官正成と共其の議定より大平記菊池武朝申建武記

建武元年改元日本史元四正月長年因幡國を加賜せ

らま名和文書不出雲をも加つらきて三國定参考大平記名も同説阿まきま共不誤あり當時出雲と盛

ある中のを也因幡伯耆の守護を任せらきて從四位下

且叙之嫡男義高正五位上左京大進檢非違使少叙任す

大平記名和糸譜

二年春藤原公宗西國寺北條あ餘黨を結ひて陰に大逆を

謀り以て長年詔を奉じて是を誅す十月足利尊氏鎌

倉ふ及らばまハ即て討手の官軍下向阿比長年楠正成

守共其京都を守護す大平記

延元二年改元日本史建武三正月高氏尊氏を誅め如く

城書阿蘇社文書等ふ據る水藩會澤氏の草偃和言ふ也

此の事を云つり尊字ハ天皇より賜ひて偏諱ふまハ又

然るべき事ふり京都押寄るふよりて同七日諸軍

の手分有り伯耆守長年管國の兵二千餘騎を率て勢多

ふ向ひらる程十日大渡山崎の官軍既破きて天皇

延曆寺比叡山臨幸ふまらるハ長年是を聞て直に皇居

に馳参せむ事ハ易らまま今一度内裏に詣らすにて

落行む事本意無らまて手勢三百餘騎を以て此日の暮は

望み京都に引返す四國西國の兵數萬騎帆懸船の笠標カサシロ

本の寄手高豊前守以下三十萬騎を戦ひ官軍大敗北
して長年の執事内河兵衛三郎真信其の姪彦二郎右員
彌三郎右弘等討死す大平記伯耆卷内河系譜取梅松
論及六月五日細川の勢を先とて
て西坂本より合戦を始め皆勅者みて雲母坂まで攻
著とる此時千種殿討死せ云一り真信も忠顯朝臣也
共一履防戦せよある日本史八日大將脇屋右
衛門佐義助名和長年以下土居得能仁科春日部等二萬
餘騎白鳥を控へて賊將吉良石堂仁水細川等と戦て
大なる是を破る晦日日次日本史名和系譜及據る大平記
及以南朝紀傳ふ七月十三日とす
誤大將新田兄弟名和長年以下の官軍京中を押寄せ
諸將前後を打せて白鳥の前を過る時京童を

見て然るも此頃天下を三木一草楠伯耆結
城千種と呼ばれて
皆無雙の人々ありて三人既小討死して伯耆守一人
残らざる事と云ひ阿しるるを長年側小聞とぬ
て然て長年の今まで討死せざる事と安らね
今日の戦御方も利を失は、長年一人踏止まりて討
死す、是を最後の合戦と思ひ定めて向ひ乃る斯て
追手の大將新田兄弟二萬騎を率て今路西坂本より下
りて三手分ち一手ハ義貞義助以下一萬騎紮を西へ
打通里大宮を下りて押寄せ一手ハ伯耆守長年仁科高
梨土居得能春日部以下各國の勢五千餘騎猪熊を下り

及押寄る斯て六條大宮より軍始りて凶徒の二十萬騎
と官軍の二萬騎や入亂きて攻戦ふ然も官軍ハ少
くも散らす中を破らきてすくして向ふ敵を駈立カケタテて大
宮を下里サカ及マシ直クラ及懸望する所也大將義貞を始め二
萬餘騎東寺高氏陣所の小門及押寄せて一度及關上をを作望
する後及名八條九條ふ控へたる敵の十萬餘騎を八方
へ駈散らし三條河原へ引て出たりはまハ千葉宇都宮
も付や慶々及引別き長年及四國西國の兵也也戦て
終上御方及懸隔とり二百騎許の殘黨を率率て大宮及返
し合せ一族村上信貞同貞氏を近附りて此の陣

参考大
平記

伯耆守長年ハ云々今日必ず討死すといふに定めて
ハ色ハ官軍引ルニヨリ引るは其の勢百六十騎中國の敵
の勢七千餘騎の中へ駈破ておち及落つる也也新田
駈入て云々せしり
兄弟もはや面々及懸隔てらま遮タシ及生死を知らず
つとも豫て期する事なきハ彼の兄弟も討死せらる
つと長年一人生て何かせむ各々後オウの城戸を指しとめ
我の勢一人も落さるやう計らひ候らつて下知る
ま信貞貞氏承はり信也立也ま後キトの刻キトをキトて
村上因幡守信貞同民部允高通同三郎兵衛貞氏同大夫
將監高長同左兵衛尉高年同筑前權守秀村鏡掃部允重
村上神雅樂允助重五郎左衛門尉助國河迫但馬守義元

らきりる五月八幡山に陣して京都を襲はむを為ぬ
豫て大夫判官義高に牒せらる義高一族二百餘騎と和
泉の塚浦に打出て八幡の相圖を待らる不堂に廿二日
日次名和系 諸南朝紀傳 賊軍八幡を圍む事急ぬて顯家卿の軍散
らる賊こそを追ひて安陪野まで攻來りりる八義高
顯家卿の軍に馳加はりて防ぎ戦ひりる遂に大勢
に懸隔てらる顯家卿討死せらる義高も手を負ひて
郎黨に河七郎常泰を呼て云ひりる我今自害す
汝吾首を隠して敵に渡す可らすとて遂に自害して

失ぬ七郎主の首を八已の笠標に裹て大将と覺る人
を討取りりて呼はりて敵中に紛入望後在家に走里
入て竊ひ僧を頼り首を八煙と名けて白骨を高野山に
納めり七郎即て發心して義高の菩提を乞ふら此時
義高共討死の人々八村上左衛門尉義重大石彈
正忠行重上神因幡守廣貞同三郎左衛門尉廣次丹河四
郎左衛門尉右景同主税助武景荒松兵庫助忠成丹田市
村龜谷富田山本西條等あり太平記名和文書 同系譜等參取 九月無品
懷良親王名和文書第六皇子 征西大將軍に任り鎮西に下向
ゆゑも標に日本史に 征西大將軍に任り鎮西に下向
ゆゑも標に日本史に 征西大將軍に任り鎮西に下向

せらまむひて讃岐國公坐す
阿蘇社文書日本史
裏書を引て牧官從義良親王赴陸奥舟漂至四國詔赴鎮
西牧官蓋懐良也島津文書亦謂懐良為四國宮と見之
三崎朝紀傳ふ難風ふ遇ひて船悉く漂没す云々花園宮懐
良親王牧官の御船四國ふつく是より鎮西へ御下向
征西大將軍軍下向の事を吉野行宮より奏請す
征西大將軍軍下向の事を吉野行宮より奏請す
征西大將軍軍下向の事を吉野行宮より奏請す

四年

北朝曆三月征西大將軍懷良親王菊池武光の管内肥
後國八代城ふらせ給ふ
菊池武朝申取阿蘇社文書五
條余譜等二據る小親王去年讀岐へ御下著ましく今年
の春讀岐より伊豫より豊後へ渡
城へ給ひ同國玖珠郡より移り給ひ趣み見えまは八代

池軍記武重す司書小親王興國元年三月吉野を出
給ひ和泉の吉見浦より御船ふゆて云々
違ひ此時故大夫判官義高の嫡男村上顯長從子顯興
故伯耆守長年の弟信濃法眼源盛等一族以下手勢三

百餘人を率ゐ親王公供奉して八城庄あり
取名和氏親王小隨へ白事ハ去年東國下向の時より然
るゆやまの親王征西將軍ふ任給ひて後持さち小供
奉るゆやまの親王征西將軍ふ任給ひて後持さち小供
昌事如願長の父義高建武中當地の頭職より所縁
小因ま知り件の地頭職の事下巻小興り年論旨
顯長八元弘三年船上山行在ふて土用松丸と云ひ
當年三歳七歳ハ今九歳あり顯興と實ハ顯長の
牙不毛ハ六七歳ハ今九歳あり顯興と實ハ顯長の
亂何ま如ハ六七歳ハ今九歳あり顯興と實ハ顯長の
濃法眼當時一族の首領小今幼稚を擁いて親王公從
る不毛ハ六七歳ハ今九歳あり顯興と實ハ顯長の

名和氏記事上卷

〇卅七

記本説王鎮西下向の事を記して供奉の中名和伯耆
權守同修理亮二人を載す此の書延寶の頃多々良其應
安の頃より天正年間まで此事を記す往々大平記を切
技より元徳二年や文正の杜撰又抄の親王下向
を南方元徳二年や文正の杜撰又抄の親王下向
もみやや大平記の條不見之とる全く同く記す
ハ是も彼の文を切抜きとるものやけと別小探阿る
後顯長左衛門尉檢非違使伯耆權守小任す
取八月十六日天皇吉野の行宮小崩御坐まはるハ
史大平記及び名和文書小崩
御を三年とする名誤あり
廷臣或は離散せむとせら
まはる小吉水法印宗信力めて是を論議す
大平記本書
の官軍を算へて云く石見及び三角入道合四郎出雲伯
耆小故長年の一族ありと一り當時宗子ハ親王小
鎮西小隨へとも一族支流等彼の延元十年十月車駕山
門より還幸の時方々一難散り或は本國小下りて轄ら

く其の機をまぢるものあり下の
正平七年四月の條下考合す
後村上天皇正平七年北朝後光嚴
元和元年足利義詮まは伴て歸順
京都へ還幸を乞ひ奉りしる小行宮は權謀を用ひ
給ひて二月二十三日車駕大和の賀名生を發し閏二月
十九日八幡小陣に給ふ此時四方の官軍小認して義詮
を京中小襲はせらまはる小同廿日義詮近江小敗走す
然るも車駕不八幡小駐まり給ひしる三月十日
義詮ふふ三萬餘騎ふて宇治よ里返して洞ホラ崎クダ小
陣に及まはる山名師義義詮小力を戮せむとて出雲伯耆
因隣因隣伯耆名和氏敗業の三國の勢を率て上洛し
後山名氏の管國とり

るの大平記月日日 同十八日四月三日三度伯耆小

て故長年の一族御律師長信布施左京進高政鏡五郎兵

衛尉同舍弟興村筑見九郎行實船上山の條下等凶徒等

戦て討死す名和系譜此の戦其の所以詳ならずと云ふ

竊伏いはるる當時山名氏の管國とる故に志を得る事

不りルはす其の機を候ルはる師義八幡の奇手ふの

不りルはす其の機を候ルはる師義八幡の奇手ふの

御陣は押寄せらる時名和氏の黨土屋五郎左衛門尉宗

清討死す土屋二十五日奇手一時は膝を合せて攻戦ふ

官軍圍殿口更科は支つて防きらるる折も高橋の在

家より火燃出て魔風八方に吹懸るまハ官軍煙を咽ひ

て防き得ず皆八幡の御山へ上らむ望くらる時故長年

の姪兵庫允長氏討死す大平記名四方の凶徒二萬餘騎

洞を峠へ打上りて八幡山を十重は重み取圍みらるまハ

諸國の官軍の後詰を待給ふまてもあく五月十一日の

夜半は天皇察馬は御に圍を衝て退き給ふ亂軍の間内

待所の御櫃を田中は拾置きらるを故長年の姪大井太

郎左衛門尉長重著とる鎧を脱棄て自ら荷擔くらるあ

後より射る矢雨の如く御櫃は中る也云々も御正體

恙なく守護を奉りて賀名生の皇居へ送り奉りぬ大平

記伯

卷但長重を大平記に長生
すむる如誤あり説下卷不出

十四年 北朝延文四年 八月十六日菊池武光征西大將軍懷良親王

を奉じて少貳頼尚等筑前の大原に戦ふ名和伯耆權守

顯長修理亮義氏小治郎長生等卿相以下隨從の諸軍等

共々大に是を破る 大平記鎮西要略修理亮の名正平九

作りまは是を長年の二男等云ひ修理亮

十六年 北朝康安元年 七月征西大將軍少貳頼尚を征せらまむる

為に再筑前に出陣阿り名和顯長等菊池武光等共々先

陣に進み大宰府 頼尚 陣所 火を放ちて遂に頼尚を寶滿岳 ホウマンカ

に走らし八月まゝ武光等共々香椎宗像に進て大文

氏時等を撃つ 鎮西要略大平記參取

十七年 北朝貞治元年 九月顯長菊池武光等共々征西大將軍を奉

じて足利氏經 左京大夫斯波重号 少貳大友等筑前の長者原

に戦ふ 大平記鎮西要略 本書及び菊池軍記等を按るに

よし聞之れき今年足利義詮族氏經を鎮西探題とて

て下し以る少貳大友是豊後府に會し長者原に

て官軍と戦ひ大に敗れて皆豊後府に引退き氏經と大友

共々高崎城に籠り少貳頼尚も岡城に籠る明年官軍

十九年 北朝貞治三年 二月顯長長生菊池武勝 系譜 厚東駿河守

軍を合せて大に義弘を筑前の馬岳に攻む 厚東氏義弘

長門の守護を禊はる故に及して官軍に義弘敗走して

○名和氏紀事上卷

〇四十

香春岳カハル引上りしるの顯長等まゝ是を圍む事急なり
義弘窮處出る所を志らす名和長生小所縁有るを以て
即て長生小就て誓書を捧ヒタスラ乃一向降を乞ひ去る官軍漸
く圍を解く鎮西要略統志卷大平記等參取要略小顯後
顯長遁世して顯興其の家を承ヒ乃まゝ從四位下檢非違
使彈正大弼伯耆守小叙任す名和系譜本書小顯長州四
延元四年の條下云一云如く元弘三年三歳云有るを
以下卷云顯興八代郡古麓城カエツ小在りて一族上神出羽守
重光をハ蘆北郡佐敷城嘉悦越前守をハ同郡津奈木城
後小三谷丹後守行長竹萬半カ郎黨進惡兵衛真春をハ
兵衛氏安是を守る望云一り

同郡田浦城本郷式部少輔家人をハ同郡水俣城内河彦
三郎下の天授四年の條云見えたる兵庫允義法同人を
名木郡小河城下引る阿蘇社文書云至小河者顯興代
構要言云々々見えたる是あり等云置て各處の所領を
守ら云む菊池軍記
長慶天皇文中二年北朝後圓融二月伯耆守顯興菊池武光
の二男彦二郎武教共小筑前國味坂アチサカ乃て今川貞世大
内義弘等共戰ふ菊池軍記諸書を按る云足利氏經敗走
題云て鎮西云乃て大内
義弘を云て是を助云乃て
後龜山天皇文中三年北朝應三月賊軍鎮西小下向す征西
安七年

弘和三年北朝後小松夏征西大將軍懷良親王薨去給

菊池武朝申是より先名和顯興等菊池武朝葉室親善

確執の事起り親王薨するに暨て行宮の勅使八代

下向何り武朝申杖鎮西文書編年録今八代悟真寺村

賜ひし故の名ふりて親王薨去の地ふりて當

も事情を推て察するに確執其の所以詳ならず云

偏ふ菊池氏の指揮ふ因る事勿論あり初顯興孤幼ふ

彼の家云一も固より功臣の戦國ハ習食色押領等

向すや云一も固より功臣の戦國ハ習食色押領等

て遇せらる事其の不快知るものあるハ思ふ果

の事ふ就て自然不快出来るものあるハ思ふ果

澄て其の證を得り其の不快出来るものあるハ思ふ果

日代院阿申當社領地肥後國郡浦並小河事任去九月五

去十月一日武宗清文者茲被庭欲沙汰付下地於社家之

履於古保浦者守土道光代攝城廓至小河者顯興代構要

害申異儀之間不及打段云々同月同日武貫清文子細同

前仍彼證文四通進上之以此旨可有御披露候恐惶謹言

肥後守藤原武光正平十六年十月四日進上御奉行所

見之とり件の文中往々讀了難き處何れも其の趣

如く武光此の旨を以て征西府不言上せざるものあり斯

の如く正平年間武光の妹を納て齋松丸王を生し給ひ菊池

○名和氏紀事上卷

四十三

被積功勞御理運無相違上者勅裁豈可亘餘義乎云

元中九年北朝明德三年閏十月二日月日行宮北朝御講和

望て天皇后小松帝小御讓位何り日本史後大平記南帝

亮帶劍の役を奉りて鳳輦小從ふ日本史後大平記南帝

て云へる當らハ修理亮名正平十四年の條下ハ所謂義

氏あり當年より今年造卅四年ある義氏の年齒推考

する所無くまゝ終焉ハ系譜不見之す斯て此の御講和

ハ足利氏有計らひよて南北御父子の御契約ハ以後

御兩紛互立の議あり乃を散在せる武士を召

あり乃をハ當時諸國ハ散在せる武士を召

して還幸の供奉小從ハ給ひある武士を召

後小松天皇應永四年故懷良親王の御子征西將軍宮良宗

王八代小座す名和顯興等菊池武朝等共ハ是を奉りて

屢興復を計り乃るハ八月廿二日大内義弘大友親世ハ

為小城竟小陥望て將士没落す此後再舉の事を聞ふ

鎮西要略弘和年間顯興菊池武朝等々確執の事あり

云一々も勅裁小より終ハ和平小及ハハハハ抑

彼の元中九年小御讓位の御事ありハハハハハ抑

難き時勢ある小鎮西小ハハハハハ抑

を奉りて恢復を計り乃るハハハハハ抑

契約小違はせ給つる後花園天皇の御世ハハハハハ抑

の官方其の皇統を取立奉りて軍を起し乃るハハハハハ抑

載の後猶慷慨の涙小ハハハハハ抑

下彈正少弼伯耆守小叙任す名和系譜恭興實ハ是も基

官爵名行官より賜はりしハハハハハ抑

真以下世ハ官名を稱するハハハハハ抑

當時戰國の通弊小更ハ論ハハハハハ抑

義興登世して教長の姪彈正少弼顯忠其の家を承く顯
忠故有て一旦八代古麓城を去る云一里も寛正六年
再本城に歸り舊領八代庄及び蘆北郡益城郡豊福等を
復し是より兵威大に振ひて文明中まゝ益城郡守富庄
宇土郡等を領す名和文書古麓城顯忠の男次郎重年名和文書古麓城
と嗣子無し其の男次郎太郎顯武名和文書古麓城家を承
く名和此時球磨郡人吉の城主相良三郎左衛門尉為續
豊福の地を侵すよりて顯武是を戦ふ事屢ありて終
ふ為續を追ひ後居を宇土城に移して本郡矢野城をハ
東右衛門を以て守らしめ同網田城を以て杵築越後を以

て守らしむ名和文書菊池軍記但名和文書及件の
天文二十年の條名和文書菊池軍記顯武の男伯耆二郎重行登世より
身伯耆守行興を以て家を承らしむ行興宇土を氏守す
名和系譜此時阿蘇大宮司准將の麾下に隈庄甲斐守威
昌名和系譜云一る者あり事を以て阿蘇氏に乖きて薩摩の島
津氏に屬す准將怒て麾下甲斐大和入道宗運を以て威
昌を攻めしむ威昌援を行興に乞ふよりて行興弟本
郷武藏守郎黨大河六彌太成松式部大河成松ハ林河荒
臣僚の家号下卷ニ舉等三百餘騎を遣はし以る本郷
等威昌共々阿蘇勢と戦ひ悉く敗死す是天文十八年

あり 本書及び名和系譜を按るに行興阿蘇氏に於て不
平の幸あり其ハ菊池氏武朝より六代能達登世
て菊池二十二代の嫡流断絶し以て其の臣僚議して
阿蘇惟憲の男惟長を乞ひて能達の子を惟前とす
經堂更由て菊池氏を冒す武經の子を惟前とす
名和行興の妹是ハ嫁せり惟前永正年間本姓の叔父阿
蘇惟盛の非難を遂ひて其の所願を奪ふ惟前を以て
以て終日其の本領を復して勢威前日と信し宗還を以て
第一の麾下とす右の如く名和氏惟前の縁阿蘇を以て
拒むる一軍を同二十年八月豊後の國主大友義鎮肥後
國に發向す阿蘇惟將ハ固より其の與力とるより手
勢を出して郷導を履くを攻落して宇土城及不行興
從兵八百餘人して籠城し寄手を敗る事屢あり其の義
鎮終ふ和を議し乃ち八行興又大國に敵せざるを察し

て其の麾下に屬す菊池軍記但行興を本書に左兵衛顯
大年間の論旨よりて今是を改むるに下卷に載する天
の大友氏の事ハ混して年代を誤るに今本書及び名和
系譜を按るに大友氏肥後を定めて後義鎮叔父十郎義
國を以て菊池氏を冒さしめて肥後の代官とす義國名
を義武と更めて名和行興の妹を娶る義武と義宗と
も云へり暴戻甚しきふよりて義鎮終ふ是を誅するよ
し見之り外事ハ菊池氏歎世至同二十二年行興正五
義宗者乃ち云つるハ是なり
位下修理大夫に叙任し弘治二年まゝ從四位下に進む
名和文書に按るに行興叙爵の事ハ大友氏に講和の後義
鎮足利氏に因りて是を朝廷に奏せしむるの事あり
の菊池義武をも天文十八年從五位下行興の男十郎
叙せしむるに菊池軍記に見之り
行憲登世し乃ち八行十郎行直家を承く
の一族加悦大和入道素心本郡網田城築越後是を守

伊津野十郎ハ五名郡小森城本郷内藏東播磨益城
 郡豊福城三谷刑部左衛門ハ同郡阿高城を守り永祿年
 間小至て行直大友氏小從付す飽田郡熊本城主城越前
 守親賢菊池氏の支流あり當時大友氏小屬す望心を合せて託磨
 郡河尻城主河尻肥後守重兼大友氏小屬すを討つ然る小菊池
 郡隈府城主赤星周防守親隆入道道半是も菊池氏の支流あり大友氏小屬す
 城親賢を討む嘗て行直を語らひ以る小行直まこ
 色小黨す親賢是を聞て却て河尻重兼と和睦す行直道
 半と共小是と戦ひ以る小大敗走て内河彌三郎益見
 五郎等數人討死す自らハ奮撃衝突して僅小遁去歸る

本書此の行直をいま顯孝ハ誤也リ顯孝ハ余諸小
 慶長十三年逝去四十八歳已註す小操りて推算す
 ハ生歳永祿四年小當也リ然也ハ上件の趣
 父行直の代ある事明也小ハ今是を改む
 左兵衛尉顯孝名和文書小伯耆太
 郎兵衛也小見ゆ相續きて宇土の城主
 となり天正六年九月島津氏兵庫頭義
 弘朝臣五千餘騎を率て肥
 後國小打入り宇土城を攻む顯孝力を盡して防ぎ以る
 ハ薩摩勢終小和睦を議し以る小より顯孝本領を全く
 してカハシ島津氏小屬す同八年顯孝及び城河尻伊
 勢
守隆
 重隈部但馬守
 親永等島津氏小屬するよを聞て大友方
 の甲斐宗運阿蘇勢を率る託磨原小出て是を討むとす
 顯孝旦過瀨を隔て、是と戦ひ以る小諸方の合圖相違

して皆一戦不敗走す同九年五月顯孝島津氏に勝て合
せ自ら八飽田に向ひしるを隈庄河尻等は討むとす
隈庄河尻二人島津氏の旗下とる今顯孝手勢四千餘
まゝ顯孝と戦ふ事其の子細詳おらす
人を引具し夜半白河を渡り大は是を敗りて首を斬
る事八百級此時甲斐宗立宗運の男相模守親秀入道まゝ八百餘騎
ぬて顯孝に向ふ顯孝勝れ乘じて是をも蒐散らし生
五百餘人を討取りて凱陣しりり同十五年豊臣大閤鎮
西平均の擧ありて四月三日肥後國南關に著陣あり本
國の將士皆其の營に至て拜謁し先手は屬して諸城を
攻降す此時佐々成政に命じて宇土城を攻めしめらる

きと顯孝終に城を出て降参す佐々成政名和文書に據る但同書に顯孝太閤領西征伐の擧あるよしを聞て上洛し逗留の問其の弟顯輝本城を守りしるあり四月十六日遂に没落すと云はる
大は違つり按るに當日顯孝降参の事を如此誤也
るあるよし顯孝上洛の仔細ハ下云ふをみるよし
月一日太閤南關に於て將士の所領を分配せらるる本國
を以て佐々成政に賜ひ顯孝に五百町の地を賜ひて成
政に附属せしめらる菊池軍記陰徳大平記に六月十五日太閤府に在陣有りて九國の分配を定めらる云々云ひて顯孝も當日所領を賜はりしよし云ひたり
其の後成政の苛政
みよりて國中一揆蜂起しはるの太閤島津氏立花氏に
命じて是を鎮めらる顯孝を一揆に與てせざる趣を陳
謝せむる為に上洛し弟惡四郎顯耀系譜おらるすを以て

鎮西要畧小清正
 入城の後名和氏
 の旗伊津野將監
 手勢五百余人を
 以て玉名郡小変
 城を籠る清正
 自向て城を抜き
 神受成助將監を
 討取りてソレ
 上の天文廿二年
 の下宇土行直
 の時玉名郡小森
 城より伊津野十
 郎と置くと見え
 る是れ小合へり

宇土城を守らしめらるる顯輝終る一揆小與之して籠
 城及ふ一揆の中伯耆五郎兵衛と云へる者有り顯
 太閤此の由を聞て大に怒り顯孝の所領を没収し本國
 の諸將小命して顯輝を征せらる顯輝孤城を守る事何
 とはすいて薩摩の出水小進を以る島津氏太閤の命
 を奉じて是を討する顯輝從兵百七十人を以て薩摩勢
 中戦ひ縦横を蒐散らして士卒残らず討死し其ハ顯
 輝一人八面小何より倔強の敵數十人討て終る自害し
 乃り佐々軍記顯輝時小歳十九薩摩人其の勇を感して
 見ゆ上件顯孝の顯未名和文書小記する所錯亂多し本
 書小考合せて知つし其と陰徳大平記小此の世未を記

せるを上件小合せ考ふ
 更に淺野氏小倚頼して弟顯輝の罪を謝し其ハ漸く
 太閤上謁する事を得て本國に歸る佐々成政滅亡の後
 肥後國ハ加藤清正小西行長の分國となりて加藤氏名
 熊本城小西氏ハ宇土城に入る佐々軍記小是を天正十
 年六年六月二十七日の事
 宇土○同書小清正入城の後河尻城を加悦飛彈を以て
 のありふ不加悦氏の顯孝ハ筑前國に於て五百町
 を賜ひ小早川氏隆景當時羽小附属す可きよきを命せ
 らる是天正十六年八月あり名和文書作文祿中朝鮮の
 役小侍從隆景小属し彼の地にて軍功披群ありしを以

て歸朝の後特々恩命を蒙り關白秀次に附屬するもの
 幾許あらすして同四年秀次の事ありて後顯孝再々浮
 浪せかりぬ福島正則ハ舊好何るよよ至て是を太閤ハ
 執すしとて暫らく清洲の城中に留めらるる可慶
 長三年太閤まゝと薨去ぬおよふ如此事皆畫餅にあらんと
 云へども正則の懇款まゝと黙止難く關原の役ぬも其
 の麾下に屬して功を奏す後正則安藝の廣島に移り顯
 孝ぬ五千石を與へむせせらるるも相傳の士卒を
 扶助し難くして終に廣島を辭し筑後國へ下り山本郡
 平禮石村千光寺當寺今久留米ありの主僧と長溝修理亮堂以

ふ者の子ぬて長溝ハカサ本柳氏ぬて顯孝の乳母子トな
 りぬまを所縁に因りて寓居せる中慶長十三年十一月
 廿五日死去す顯孝の嫡男右近大夫顯武子無きぬより
 て第太郎兵衛長興左兵衛と補すを嗣せす其の頃柳川侯飛
 守宗茂朝臣肥後熊本ぬ至り給ひ歸城の時加藤氏の臣加悦
 平馬等族を送て疆上ぬ至る加悦氏ハ惡四郎泰長の裔
 ぬて名和氏譜第の臣たりぬより天正十六年加悦飛
 趣上ぬ見えたり平馬彈加藤氏に仕へ別々臨みて侯其の舊主顯孝の顯
 未を問はるるにまハ顯孝既ぬ没して其の子長興山本郡
 ぬ在るよよを召ふ侯歸城の後容位を以て長興を招る

る是元和七年あり後米邑を賜はるふよ里固く請ひて
客位を辭し始て臣下ふ列す長興の嫡男十左衛門長威
其の家を承け二男七右衛門行久家を大井と號してま
し柳川ふ仕ふ今ふ連綿より長威より四代十左衛門長
庸家號を名和ふ復して今の十郎長靖ふ至るまで八代
長年朝臣より二十四代血統を繼ぐと云へり系譜
文書
○柳川ふて名和氏の支族増井氏と稱ふる幕府ふ存
るよと聞て遷りて後まると同じ支族の久米氏と稱ふ
る水戸ふ存望や傳へ聞ゆるふ去年の冬江戸ふもの
るる序ふ彼の増井氏を訪ひて其の系譜を寫し又

久米氏の系譜を求め得るとふ此の流も彼此ふは
ふて數家とあまりの其の略傳を記して左ふ附
す
久米氏 長生の子小治郎長善より出つ長善伯耆久米
郡ふ生る其の
村名今詳 長善延元四年一族と鎮西ふ下りなるふ
あらす
長生肥後ふ卒して後 長生の事上の正平年間の條ふ出
及ふ終焉詳あらす 兵威漸く振はす文中三年長善終ふ
肥後を去て海路より伊勢ふ抵り後尾張國知多郡久間
野村ふ住し故國の地名ふよりて久米を家號とす長善
より三世二郎九郎長澄此の子孫いま久間野
村ふ存りや云へり

三郎長行文安年間出て本國小河氏又太郎其水野 小仕
 長行より四世今左衛門長勝水野侯氏の祖なり 小仕
 勝小四男有り長男六郎左衛門長種二男二郎右衛門長
 直三男江左衛門長連四男外記長貞かり長男長種の子
 佐平治長秀幕府小仕後長秀故有りて自殺一子相
 續す云云 一り然るに其の子孫詳ならず因云云六
筆小江戸山下廣政云云一る者有りて名和長年の裔
直ハ即元貞の門人ありて是も故有て 二男長直ま
自殺して家亡ふ云云 見之り
 水野侯小仕 天正中長篠及以長久手の役小軍功有り
 長直の子二郎右衛門長元木下氏山城守 小仕 一慶長五

年關の原の役小戦以敗きて本國小遁を歸る長元の子
 彦太夫長興ま忠善 小仕 小長興の子新七長友
 始めて水戸侯小仕 小長友より六世當主鐵之進長守小
 至て世々水藩小存り三男長連水野侯藤次郎忠分此の
藩の老職水野氏 小仕 小長連の子九兵衛某尾張侯小仕
此の支流あり
 小其の長子九兵衛某二子務右衛門某三子九左衛門某
 皆同藩小仕 今小連綿より四男長貞水野侯總兵衛
此の支流あり
 小仕 子孫沼津小存り諸藩の一族皆久米を稱す久米
 譜系
 増井氏 伯耆守泰興の二男駿河守顯廣より出つ顯廣

應永元年始めて上野國郡名詳上宮村に住す當時上宮
太郎顯泰と稱す後駿河守顯廣と改顯廣より十二世與

一右衛門敷忠寛文九年始めて幕府に仕ふ敷忠外戚の
姓を冒して増井氏を稱す敷忠より七世當主兼太郎忠

道不至る以て慶下の列より増井系譜忠道の父傳之丞

を欲し是を幕府に訟ふ事有り忠道と其の志を
繼ぐ者會見郡下、鄉村に春山氏何り大井太郎左衛門長

重の後望云ひて長重より十代名和京右衛門長治伊勢

の國司北畠氏に仕ふ其後子孫流離して終に本國に歸

り近代醫を業とて春山庵に云ひて是より春山を
以て家號とす云ひり今其の世次を記せるものを見

るに甚疎漏なくして歴世の年紀居處等を註せしむる代
々の名字を存せざるの如く更なる考證を加へるは但
長重の後北畠氏に仕ふ事云へるに同く南朝の遺臣に

して其の所縁何るに似たり然るも名和系譜にも長
重の嗣を記さず微す一きもの無きを惜むべき家
ありら今傳家の筆記の如くして名和氏を稱する者何
ざるに此の外洛東聖護院村に名和氏を稱する者何
るよしふまじいと其の系譜を見すまじと浪華備中長
門筑前等にも名和氏の流有り云へるも皆立祖詳不
らす系譜を以て
をさ傳へすを

7

Handwritten text in vertical columns, likely a list or index, contained within a rectangular border. The text is extremely faint and difficult to decipher, but appears to be organized in a structured manner, possibly representing a table of contents or a detailed index. The characters are small and densely packed in vertical columns.

